

協議事項について

【1 審議会の役割】・・・添付資料「①～⑤」

下水道整備方針の見直しを契機に、現在のし尿等収集運搬業者に対する業務提供方法・内容を検証し、将来の下水道整備の影響見通しを踏まえた、し尿等収集運搬業務の安定に必要な仕組み（市の素案）に対し、客観的かつ俯瞰的な立場で提言を行う。

【2 合理化事業の実施について】・・・添付資料「⑥、⑦」

- 下水道の整備によって、浄化槽やくみ取り世帯が減少することで、し尿等収集運搬業者の経営に影響する。経営の安定や計画的に転廃業を行うため、合理化事業を実施する。
- 合特法に基づき、経営への影響を緩和し、経営の近代化や規模の適正化を図るための事業で、合理化事業計画を策定した上で実施する。

【3 現在の仕組み】・・・添付資料「⑧」

運用開始	平成 13 年度～
対象者	市内し尿等収集業者（3 社）
影響業務	（委託）し尿くみ取り、（許可）浄化槽汚泥収集
提供背景	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道整備全体計画に基づき、市全域の下水道整備を開始。平成 6 年度から平成 22 年度まで（当初目標） ○ 平成 13 年の下水道供用開始以降、事業規模の縮小と事業の廃止等を余儀なくされることが見込まれていた。
提供根拠	収集業者と締結した基本協定書、覚書、合意書
提供する業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 覚書、合意書に指定されている業務 ○ 業務量は、業者により異なる ○ 提供する業務は、地方自治法施行令による随意契約
見直しの時期	記載なし

【4 検証する背景】

下水道整備の見直し	市全域を整備する計画を、主に市街化区域を整備する計画へ変更することにより、業者への影響見通しが変化
提供基準	提供する業務量の基準、期間
提供基準の統一	合併前の湖西市と新居町がそれぞれ提供していた業務をそのまま継続し、提供業務量の考え方が異なっている。

【5 下水道整備の進捗状況と見込み】・・・添付資料「⑨、⑩」

(1) 市全体の進捗状況

	H13 年度	H29 年度	R6 (H36) 年度
行政人口	62,238 人	59,861 人	57,367 人
下水道整備区域内人口	59,312 人	57,047 人	41,246 人
接続済人口	3,147 人	20,804 人	23,307 人
下水道接続率	5.0%	34.7%	40.6%

※R6 の下水道整備区域内人口は下水道整備計画見直し後の推計人口

※下水道接続率 = 接続済人口 ÷ 行政人口

(2) 業者ごとの進捗状況

A 社

	H13 年度	H29 年度	R6 (H36) 年度
行政人口	40,210 人	39,388 人	37,676 人
接続済人口	1,455 人	9,350 人	11,099 人
下水道接続率	3.6%	23.7%	29.4%

B 社

	H13 年度	H29 年度	R6 (H36) 年度
行政人口	4,277 人	4,114 人	4,014 人
接続済人口	115 人	2,940 人	3,066 人
下水道接続率	2.6%	71.4%	76.3%

C 社

	H13 年度	H29 年度	R6 (H36) 年度
行政人口	17,751 人	16,359 人	15,677 人
接続済人口	1,602 人	8,514 人	9,142 人
下水道接続率	9.0%	52.0%	58.3%

【6 し尿等収集業務の実績と見込み】・・・添付資料「⑪～⑭」

(1) (委託) し尿くみ取り

	H13 年度	H29 年度	R6 (H36) 年度
くみ取り量	5,812KL	1,910KL	1,808KL
A 社	3,815KL	1,307KL	1,282KL
B 社	221KL	82KL	69KL
C 社	1,776KL	521KL	457KL
くみ取り件数	27,659 件	10,995 件	10,442 件
A 社	18,483 件	7,942 件	7,790 件
B 社	1,466 件	525 件	435 件
C 社	7,710 件	2,528 件	2,217 件

(2) (許可) 浄化槽汚泥収集

	H13 年度	H29 年度	R6 (H36) 年度
全体の清掃基数	12,168 基	10,712 基	10,606 基
A 社	7,899 基	7,927 基	8,014 基
B 社	(※1) 560 基	368 基	268 基
C 社	(※2) 3,709 基	2,417 基	2,324 基
全体の収集量	29,634KL	26,893KL	26,033KL
A 社	18,853KL	19,568KL	19,785KL
B 社	1,337KL	851KL	622KL
C 社	9,444KL	6,474KL	5,626KL

※1・・・平成 19 年度実績

※2・・・平成 16 年度実績

【7 合理化事業の実績】

	H29 年度	下水道転換数 (H13～H29)
A 社	115,107 千円	1,123 基
B 社	36,140 千円	420 基
C 社	20,645 千円	2,001 基

【8 合理化事業に対する市の基本的な考え】

- (1) 合理化事業は、適正なし尿等収集運搬業務の継続のため、下水道整備による影響に応じ、業務を安定させる仕組みとして実施する。
- (2) その仕組みについては、基本協定書、新たに策定する合理化事業計画、その計画に基づく覚書によって、内容の透明化と外部への説明責任を果たせられるものとする。更に、今後も定期的に検証作業を行いながら、適宜必要な見直しを行う。
- (3) 下水道整備の進捗状況に応じて、一般廃棄物処理業等の規模の適正化を図るために、し尿等収集運搬業務を合理化する仕組みとして適用する。
- (4) 業務の提供期間終了時に提供量の適正化について検証するものの、精算を行わない。
- (5) 見直し後の方法により算定した額と現行の業務量に過不足が生じる場合、精算を行わない。

【9 見直しのポイント】・・・添付資料「⑮、⑯」

- (1) 合理化事業の実施について
 - 下水道整備による影響に応じた業務を提供する。ただし、影響が少ない場合は提供しない。なお、転出や宅地造成などで発生する増減や下水道整備区域以外で受ける影響は加味しない。
 - 影響があるにも関わらず市が業務の提供ができない、または事業の廃止を余儀なくされる場合は転廃業交付金を交付する。

(2) 算定の期間について

下水道整備による影響は 5 年間ごとに算定し、初回の計画期間を R2～R6 年度までとする。

(3) 下水道により受ける影響の算定方法について

ア し尿くみ取り (委託)

- 算定期間において、下水道整備による収集車両の減車の有無
- 下水道接続の実績と今後の見込 (H25～H29 の接続実績の平均値×5 年) は次のとおりで、算定期間中の下水道整備による減車の予定はない。なお、収集車両 1 台相当分は接続件数が 429 件/5 年とする。

	実績 (H13～H29)	見込 (R2～R6)
A 社	140 件	30 件
B 社	35 件	5 件
C 社	308 件	25 件

- H30 年度の収集車両 2 台の減車については、下水道整備を理由とするものではないため、減車の対象として扱わない。

イ 浄化槽汚泥収集 (許可)

- 市の下水道整備計画期間 (5 年) の下水道接続見込件数

	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)	R5 (H35)	R6 (H36)
H27 年整備	5%				
H28 年整備	5%	5%			
H29 年整備	10%	5%	5%		
H30 年整備	10%	10%	5%	5%	
H31 年整備	40%	10%	10%	5%	5%
R2 (H32) 年整備		40%	10%	10%	5%
R3 (H33) 年整備			40%	10%	10%
R4 (H34) 年整備				40%	10%
R5 (H35) 年整備					40%

※各年度の整備区域内の浄化槽世帯数×下水道転換率 (過去実績) の合計

	転換数 (R2～R6)
3 社合計	588 基

(6) 合理化事業の額算定に係る補償項目について

次の補償項目は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」を
考え方の根拠とし、運用方針を積算の参考とする。

No.	補償項目	委託	許可
1	営業権に相当する補償	○	○
2	器具・備品等の売却損に相当する補償	○(注)	×
3	従業員の解雇予告に相当する補償	×	×
4	転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	○	○
5	離職者補償	○	○

(注)耐用年数に満たない車両を減車する場合のみ算入する。

(7) 単年度の代替業務の算定

添付資料⑮の 24 ページ中の「8 代替業務額の算定」を参照

(8) 転廃業交付金の算定

添付資料⑮の 24 ページ中の「7 合理化事業の総支援額」を参照

ア し尿くみ取り (委託)

18,600 千円×減車台数

イ 浄化槽汚泥収集 (許可)

32,856 千円×減車台数

【10 見直しに伴う仕組みの比較】

	現行	見直し案
運用開始	平成 13 年度から	令和 2 年度から
対象者	3 業者	
影響業務	(委託) し尿くみ取り、(許可) 浄化槽汚泥収集	
提供根拠	基本協定書	
	覚書、合意書	合理化事業計画、計画に基づく覚書
提供する業務	覚書、合意書中に指定されている業務	計画に基づく覚書に指定する業務
見直しの時期	記載なし	5 年ごとに見直し

【11 見直しに伴う業務提供額の比較】

	現行 (H29 年度)	見直し (R2 年度～)
3 社合計	171,892 千円	50,214 千円

【12 見直しに伴う調整事項】・・・添付資料「⑰」

- (1) 市が提供する業務量の上限の設定の有無について。(添付資料⑰1 ア)
- (2) 市が提供する業務量が、算定した業務基準額に対し不足が見込まれる場合、次期計画への繰越し、又は差分に対する利益相当額を対象事業者に交付金として交付することについて。(添付資料⑰1 イ)